

◎自治振興基金条例の一部を改正する条例（条例第1号）

- 1 自治振興基金の額を7,706,000千円（改正前9,506,000千円）に減額することとした。（第3条関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎国民健康保険財政安定化基金条例（条例第2号）

- 1 国民健康保険の財政の安定化を図るための事業等に要する経費の財源に充てるため、国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。（第3条関係）
- 4 基金の運用益金の処理について定めることとした。（第4条関係）
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。（第5条関係）
- 6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第6条関係）
- 7 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正
 - (1) 特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域について定めることとした。（第15条、別表第5関係）
 - (2) 特定遊興飲食店営業の営業時間の制限について定めることとした。（第16条関係）
 - (3) 特定遊興飲食店営業者の遵守事項について定めることとした。（第17条関係）
 - (4) 深夜における風俗営業の営業時間の制限を午前1時までとすることとした。（第4条関係）
 - (5) 年少者の立入りに係る遊技場営業者の遵守事項について定めることとした。（第10条関係）
 - (6) 風俗環境保全協議会を置く地域について定めることとした。（第19条関係）
 - (7) その他所要の整備をすることとした。（第1条、第5条～第11条、第13条、第18条、別表第2、別表第3関係）
- 2 青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例の一部改正
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第4条関係）
- 3 施行期日

この条例は、平成28年6月23日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 次に掲げる手数料を新たに徴収することとした。（別表第1関係）
 - (1) 短期間特定遊興飲食店営業許可申請手数料
 - (2) 特定遊興飲食店営業許可申請手数料
 - (3) 特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料
 - (4) 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料
 - (5) 特定遊興飲食店営業合併承認申請手数料
 - (6) 特定遊興飲食店営業分割承認申請手数料
 - (7) 特定遊興飲食店営業構造設備変更承認申請手数料
 - (8) 特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料
 - (9) 特例特定遊興飲食店営業認定手数料
 - (10) 特例特定遊興飲食店営業認定証再交付手数料
 - (11) 特定遊興飲食店営業所管理者講習手数料

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第1関係）

3 施行期日等

（1） この条例は、平成28年6月23日から施行することとした。ただし、3（2）は、同年3月23日から施行することとした。

（附則第1項関係）

（2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）